

京都市中小企業等緊急支援補助金 よくあるお問い合わせ

お問い合わせ内容	回答
NPO法人は対象になりますか。	収益事業を行うNPO法人等、収益事業を行っている会社以外の法人についても幅広く対象となります。ただし、収益事業に関して売上減少が50%以上あることが要件となりますのでご注意ください。
売上50%以上減少は、いつ時点の比較で記載すれば良いですか。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と、受けた後の月で比較してください。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意の直近1箇月の売上高と前年同月比較 例：今年の4月と昨年4月の比較</li> <li>・新型コロナウイルスの影響を受けた任意の1箇月の売上高と、影響を受ける直前3箇月の平均との比較 例：今年の4月と昨年9月～11月の平均の比較</li> <li>・新型コロナウイルスの影響を受けた任意の1箇月の売上高と、影響を受ける直前1箇月の売上高の比較 例：今年の3月と昨年12月の比較</li> </ul> <p>ただし、売上減少の計算は、見込みで行っていただくことができませんのでご注意ください。</p>
申請書はどこで入手できますか。	京都市のホームページ(京都市情報館)に掲載しており、ダウンロードして頂けます。その他、最寄の区役所、支所、出張所でも配架しています。
売上が50%以上減少している事業者への「給付金」があると聞いたのですが。	<p>・本補助金は、事業者の方の以下①～③の取組に対して、「補助金」を交付するものであり、売上減少の補填等に充当できる「給付金」ではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安心安全を確保するために実施する感染症予防のための事業</li> <li>② 危機的状況を乗り越えるために実施する事業</li> <li>③ 事業継続のために必要とする取組</li> </ul> <p>【ご参考】</p> <p>・事業全般に広く使える給付金としては、国において「持続化給付金」(中小企業に最大200万円、個人事業主に最大100万円を給付)が発表されていますので、ご確認ください。 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html</a></p> <p>【持続化給付金事業 コールセンター】 直通番号：0120-115-570、IP電話専用回線：03-6831-0613 受付時間：8時30分～19時00分(5月・6月(毎日)、7月から12月(土曜日を除く))</p> <p>・京都府からの休業要請に協力いただいた中小企業・個人事業主に対する支援給付金(中小企業20万円、個人事業主10万円)については、以下にてご確認ください。 京都府緊急事態措置コールセンター：075-414-5907(平日9時～18時)</p>
これまでから継続して実施していた事業に係る費用は補助対象となりますか。(例：これまで毎月購入していた材料の仕入代、毎月依頼していた清掃代等)	<p>・これまでから実施されていた事業に係る費用は、対象とはなりません。</p> <p>・新型コロナの影響から回復するための「新たな取組」、「回数を増やして充実させる取組」に係る経費が補助対象となります。</p> <p>(例：テイクアウトを始めるために新しく購入する容器代、コロナ対策のために新たに実施する清掃代等)</p>

お問い合わせ内容	回答
記入した申請書を事前に確認してもらえますか。	<p>・審査の公平性を期すため、個別の申請書の内容に関する事前確認は行っておりません。京都市ホームページに記入例を掲載しましたので、ご参照いただき、作成頂きますようお願いいたします。申請書の記載事項でご不明点等ございましたら、以下までお問合せください。 京都市産業観光局「中小企業等緊急支援補助金」事務局：0570-000-328（毎日9時～17時，土日祝も可能）</p>
補助申請額は、1円単位まで記載するのですか。	<p>・補助申請額は、千円未満の額は切り捨てで記載をお願いします。記入例を掲載しましたので、ご参照ください。</p>
国の「持続化給付金」(中小企業に最大200万円、個人事業主に最大100万円を給付)を申請するのですが、京都市中小企業等緊急支援補助金も申請可能ですか。	<p>・申請可能です。また、国の「持続化給付金」は「補助金」とは異なるものであり、本補助金の交付額に影響しません。</p> <p>【「持続化給付金」のページ】  <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html</a>  【持続化給付金事業 コールセンター】  直通番号：0120-115-570，IP電話専用回線：03-6831-0613  受付時間：8時30分～19時00分（5月・6月（毎日），7月から12月（土曜日を除く））</p>
パソコン等の物品の購入は対象となりますか。 (例：パソコン，バイク，自動車，スマートフォン等)	<p>・新型コロナウイルスの影響を受けて、新たに以下の事業に取り組まれる場合、必要な物品購入費用は対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安心安全を確保するために実施する感染症予防のための事業</li> <li>② 危機的状況を乗り越えるために実施する事業</li> <li>③ 事業継続のために必要とする取組</li> </ol> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たにネット販売システムを立ち上げるためにパソコンを購入される場合</li> <li>・新たにデリバリーサービスを行うために、バイクや自動車を購入される場合 (ただし、車検のうち法定費用分や運転免許更新等の費用は対象外となります。)</li> <li>・テレワーク用や販促用アプリ作成のために、タブレットパソコンやスマートフォンを購入される場合</li> </ul>